

# 死 刑 存 廃 問 題

～それは正義か殺人か～

もくじ

1. はじめに
2. 存置 vs 廃止
3. 論点
4. 終わりに

## 1. はじめに

先月 27 日、強盗殺人罪などで死刑が確定していた袴田巖元被告の、再審開始、刑の執行および拘置の停止が決定された。事件発生から約 48 年、死刑判決から約 34 年で裁判がやり直され、死刑判決が取り消される可能性がある。またこの事件を受け、死刑制度への見直しの声も挙がっている。アムネスティインターナショナル日本は、「身の覚えのない罪で命が奪われることは非常に恐ろしく、どんなに制度を整備しても完全にできない。それでも死刑制度を維持すべきか国民の間で議論すべきだ」としている。

さて、死刑の存置・廃止問題は、アカデミックの中で最も古典的で有名な議論と言えよう。死刑制度は宗教、哲学および社会感情が複雑に絡むテーマであり、存置論者と廃止論者は古来から現代に至るまで様々な論点を巡って対立してきた。今回はそれらの論点を紹介しながら有意義な議論になることを願う次第である。

## 2. 存置 vs 廃止

死刑存廃問題に多くの論点が存在することは上に述べたとおりである。ここではそれら

の論点に関して存置派と廃止派の両方から考察し、死刑存廃問題についての知識を付与するとともに、議論をつくる上での主な論点を提供する。

## 2-1 死刑の抑止力に関して

### ・存置派

死刑には抑止力がある。例えば、闇の職業安定所で知り合った三人が女性一人を殺害した後、犯行を続けようとしたが、犯人のうち一人が死刑になることを恐れて自首した、というケースがある。そもそも、人間は死を最も恐れるものであるから、犯罪を踏みとどまるのは明らかである。

### ・廃止派

死刑には他の刑罰と比べて特別な抑止力はない。アムネスティ・インターナショナルによると、フランス、ドイツ、カナダなどの死刑廃止国では、死刑廃止前と廃止後の殺人発生率に大きな変化はなかったと報告されている。統計的に見ても、抑止力について終身刑との差がないのは明らかである。

## 2-2 冤罪に関して

### ・存置派

あらゆる裁判は誤審および冤罪の可能性を含んでいる。それは死刑判決に限ったものではない。もしこれを理由に死刑が廃止されるなら、現在の刑罰すべてが否定されるべきである。また 1983 年以降、再審制度により、4 人の死刑囚の無罪が立件された。よって、誤審によって死刑が執行されるということは可能性としてゼロに近い。

### ・廃止派

あらゆる裁判は誤審および冤罪の可能性を含んでいるが、死刑に関する誤審は、あらゆる保障措置、救済措置をとってもその命が還ることはない。これは他の刑罰との決定的な差である。また、死刑に処された人に対する直接の名誉回復が不可能である。このため、冤罪の可能性による死刑廃止は妥当性を帯びる。

## 2-3 世論の支持に関して

### ・存置派

政府の行ったアンケート調査によると、調査開始から現在に至るまで、国民の過半数以上が死刑を支持している。民主主義国家において国民の考えを行政に反映するのは当然のことであり、たとえ世界が死刑廃止に向かっているとしても、日本において死刑廃止

は時期尚早である。

- ・ 廃止派

政府の行っているアンケート調査には明らかな恣意性が見て取れる。これは世論を誘導しているものであるととれる。また、たとえ民主主義国家だからだといって、行政が国民の言いなりになるのは適切でない。

## 2-4 被害者遺族感情について

- ・ 存置派

遺族や被害者の中に、被告に対し死刑を望む者がいることは明確である。たとえば殺人の場合、家族を殺された遺族の悲しみは耐え難いものであり、これは損害賠償等の経済的な補償では決して癒されるものではない。たとえ現在の刑罰が被害者遺族の感情のために存在しているものでないとしても、その側面は拭えない。

- ・ 廃止派

現在の刑罰は被害者遺族の報復感情を慰撫するために存在しているのではない。また被害者遺族の感情の慰撫という点で考慮すれば、これは民法にて損害賠償の請求が認められており、精神的苦痛などによる一切の請求は民法にて取り扱うべきものである。

## 2-5 再犯について

- ・ 存置派

死刑にすれば再犯の可能性はなくなる。

- ・ 廃止派

現在の刑法の潮流として、刑罰は犯罪者を教育するためのものであるという考えが強い。教育によって犯罪者を更生させることで再犯を防ぐのが近代人権思想的に考えると適切である。

## 2-6 世界的潮流について

- ・ 存置派

世界的潮流が死刑廃止の方向に向いているからと言って、日本において死刑を廃止する理由にはならない。死刑廃止はキリスト教的価値観より生まれたもので、軽率な外国文化の取入れはすべきでない。

- ・ 廃止派

人権は絶対不可侵のものであり、これは国家、宗教の域を超えて、人類の根本原理だといえる。死刑は無論、人権侵害に値するため廃止されるべきである。また、人権を侵害する恐れのあるものは文化とみなすことはできない。よって死刑は一つの文化ではない。

## 2-7 代替刑について

- ・ 存置派

現行法律上、死刑に代わるべき刑罰がなく、社会秩序、遺族感情等、犯罪抑止力を考慮すれば死刑を存置しておくのが妥当である。また、仮釈放なしの終身刑の場合、死ぬまで解放されることはなく、これは死刑と同程度に残酷ではないか。

- ・ 廃止派

現行法律に死刑に代わるものがないとすれば新たに制定すればよいのであって、死刑に代わる刑罰がないから死刑を存置するというのは短絡的である。また、外国の代替刑を挙げれば、仮釈放なしの終身刑が挙げられる。その場合、受刑期間中は何度でも再審を請求でき、死刑制度とは大きな差がある。

## 3. 論点

以上のように、死刑の存廃を巡る対立は根深い。ここで皆には、以下の論点のもと、死刑存廃問題に関して議論を行ってもらおうと思う。

① *日本において、死刑は存置されるべきであろうか、廃止されるべきであろうか。またその理由は何か。*

② *(廃止派の人) 廃止された場合、何を最高刑にすべきか。*

## 4. 参考文献等

団藤重光 (1992) 『死刑廃止論』 有斐閣

美達大和（2010）『死刑絶対肯定論』新潮新書

坂本敏夫（2006）『元刑務官が明かす死刑のすべて』文藝春秋

小浜逸郎（2000）『なぜ人を殺してはいけないのか - 新しい倫理学のために』洋泉社  
「死刑廃止と死刑存置の考察」 <[www.geociyies.jp/aphros67/070100.htm](http://www.geociyies.jp/aphros67/070100.htm)>